

京都府文化財保存活用大綱（中間案）について

令和元年9月
文化財保護課

1 策定の趣旨

- ◎ 改正文化財保護法に基づき、総合的な施策として文化財の保存・活用を推進するため、**府の目指すべき方向性、将来像及び基本的な方針と取組**を示す。
⇒ **市町村が保存活用地域計画を作成するための指針になるもの**

2 府の目指すべき方向性・将来像

- ◎ 府内各地の**文化財が地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承**されていること。
⇒ **従来の文化財保存・活用施策を相互に関連、拡充させることで、多様な文化財が所在する京都ならではの、持続可能な文化財の保存・活用の仕組みを確立させ、府と市町村が連携してこれを促進することを旨とする。**

| | | |
|------|-------------------------|------|
| 保存 | ① 暫定登録文化財の更なる推進 | 【拡充】 |
| | ② 市町村における適切な維持管理の支援 | 【拡充】 |
| (連動) | ◎ 活用の促進による文化財の保護体制の強化 | 【新規】 |
| 活用 | ① 地域や学校での普及啓発・発信 | 【拡充】 |
| | ② 適切な保存を担保とした観光・地域振興の促進 | 【拡充】 |

3 基本的な方針と取組

◎ 文化財の保存・活用に関する基本的な方針（4つの柱）

- ① 文化財指定等による保護の促進
- ② 文化財の保護体制の強化
- ③ 文化財保護を支える技術等の継承
- ④ 文化財の地域的な保存と活用の促進

● 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- ① 調査・指定を進めた上で文化財所有者等の修理・管理・防災防犯対策を支援
※ 毀損への罰則規定の強化も実施
- ② 地域で文化財を守り伝える環境づくり、文化財を未来へつなぐ心の教育及び関係団体・関係部局との連携
- ③ 文化財建造物修理等や道具製作に係る技術の継承等を支援
- ④ 保存を前提として、観光や地域振興を目的とする文化財の活用を推進
- ⑤ 幅広い視野で関係分野と連携し、保存・活用を企画立案できる人材の育成
- ⑥ 府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画
< 建造物（府庁旧本館等）、美術工芸品（東寺百合文書等）、史跡名勝天然記念物（天橋立、嵐山等） >

● 域内の市町村への支援の方針

- ① 修理・整備等の保存・活用に関する取組への支援
- ② 保存活用地域計画作成や法令適用等の検討に係る指導・助言
- ③ 広域連携への対応 < 日本遺産、もう一つの京都、世界文化遺産、ユネスコ無形文化財遺産、記念物 >

● 防災・災害発生時の対応

- ① 建造物の構造強化や耐震対策、老朽箇所等の早期把握、多様な被害の想定
- ② 地元関係機関等との密な連携による地域と一体で文化財を守る体制の構築

4 スケジュール

- | | |
|----------|-------------|
| R元. 9月議会 | 中間案報告 |
| 11月 | パブリックコメント実施 |
| 12月議会 | 〃 結果報告 |
| R2. 2月議会 | 最終案報告 |
| 3月 | 教育委員会で議決 |

※専門家会議（計4回実施予定）：7月、8月、10月、1月

未定稿

京都府文化財保存活用大綱（中間案）

京都府教育委員会

京都府文化財保存活用大綱 目次

| | |
|--|--------|
| 第1章 策定の趣旨 | 1～5頁 |
| 1 大綱策定の背景 | |
| 2 目的 | |
| 第2章 京都府の文化財の概要 | 6～17頁 |
| 1 京都府の特色 | |
| 2 文化財の体系 | |
| 3 府内各地域の文化財の特性と分布 | |
| 第3章 京都府の文化財を取り巻く現状 | 18～22頁 |
| 1 地域における文化財の維持管理・保存継承の現状 | |
| 2 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安材料 | |
| 3 近年の文化財の防火・防災意識の高まり | |
| 第4章 京都府の文化財各分野の現状と課題 | 23～29頁 |
| 1 建造物、伝統的建造物群保存地区、文化財環境保全地区 | |
| 2 美術工芸品 | |
| 3 無形文化財 | |
| 4 無形民俗文化財 | |
| 5 有形民俗文化財 | |
| 6 史跡名勝天然記念物 | |
| 7 文化的景観 | |
| 8 埋蔵文化財 | |
| 9 文化財保存技術 | |
| 10 その他 世界文化遺産 | |
| 第5章 目指すべき将来像、方向性 | 30～35頁 |
| 1 目指すべき将来像 | |
| 2 文化財の保存・活用のための基本的な方針 | |
| 第6章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 | 36～47頁 |
| 1 文化財指定等、保存修理、所有者・管理者への支援、防災・防火・防犯対策、罰則規定の強化による保護の促進 | |

- 2 文化財の保護体制の強化
- 3 文化財保護を支える技術等の継承
- 4 文化財の地域的な保存・活用の促進
- 5 府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成
- 6 京都府が所有・管理する文化財の修理・整備等の具体的な計画

第7章 府域の市町村への支援の方針・・・・・・・・・・48～52 頁

- 1 市町村が行う修理・整備などの保存・活用に関する取組
- 2 市町村の文化財保護行政に関する支援
- 3 広域連携への対応

第8章 防災・災害発生時の対応・・・・・・・・・・53～56 頁

- 1 近年の状況
- 2 文化財防災の方針、枠組み
- 3 京都府文化財災害予防計画
- 4 文化財所有者のための防災対策マニュアル
- 5 広域行政としての対応、支援
- 6 今後の対策

第9章 文化財の保存・活用の推進体制・・・・・・・・・・57～60 頁

- 1 推進体制一覧
- 2 今後の体制整備の方針
- 3 関係部局との連携など

添付資料

- 別添資料1 用語解説・参考
- 別添資料2 国宝・重要文化財市町村別件数一覧
- 別添資料3 重要無形文化財・民俗文化財等市町村別件数一覧
- 別添資料4 (特別)史跡名勝天然記念物市町村別件数一覧
- 別添資料5 京都府指定・登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料6 京都府暫定登録文化財市町村別件数一覧
- 別添資料7 市町村指定文化財件数一覧

第1章 策定の趣旨

1 大綱策定の背景

(はじめに)

京都府において、文化財は、その歴史、文化または自然を理解し、地域の特性を考えるために欠くことのできないものです。また、現在及び将来にわたり府民の生活、文化の向上発展の基礎をなすものです。

先人の知恵と努力によって守り伝えられてきた文化財は、明治時代になると国や地方公共団体が法のもとに保護を図るようになりました。古社寺保存法（明治30年公布）から始まり、史蹟名勝天然紀念物保存法（大正8年公布）の施行、さらに国宝保存法（昭和4年公布）が定められるなど、保護の対象も社寺の所有するものからそれら以外のものまで、時代を経て範囲が広がってきました。

文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）により、今日の保護行政の根幹となる法体系が確立されましたが、質・量ともに豊富な文化財を有する京都府は、文化財の所有者をはじめとする多くの方々の努力により、その保護、継承が進められてきた結果、今日の文化財保護行政において、一貫してわが国を代表する存在であったといえます。

(京都府文化財保護条例について)

昭和54年京都府文化財保護審議会の「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」（答申）では、「地域の文化財を再評価し、京都府の文化財の特性を地域住民の生活環境に確固として位置づけ、地域の歴史的景観を含めて、文化財所有者、住民等との合意のもとに、関係行政機関との連携を密にして、文化財保護を図るよう定めるべき」と文化財保護の制度化に係る基本的な考え方が示されています。また、府の文化財の特徴としては、その中央性、地域性、国際性が挙げられています。

これは、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号。以下「条例」という。）に反映され、京都府における文化財の保存と活用の基本的な方針となりました。なお、条例制定に当たっては、本府と京都市が協調して準備が進められ、同年には京都市においても京都市文化財保護条例が制定されました。

また、平成17年の法改正を契機として、府においても文化財の体系に文化的景観という新たな類型が加わりました（平成19年条例改正）。さらに近年、新たに暫定登録文化財を創設し（平成29年条例改正）、これまで守り伝えられてきた文化財を後世に伝える施策に取り組んでいます。

(文化財保存活用大綱について)

平成 29 年 12 月、国の文化審議会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(答申)では、少子高齢化・過疎化を背景としてこれまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要、と示されています。

平成 30 年 6 月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 42 号)が公布され、文化財の次世代への確実な継承へ向けて、地域における文化財の総合的な保存・活用の推進、個々の文化財の確実な継承へ向けた保存活用制度の見直し、地方における文化財保護行政に係る制度の変更、罰則の強化などの事項が新たに加われました。

さらに、法第 183 条の 2 として「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(文化財保存活用大綱)を定めることができる」と新たな条文が加われました。

なお、この法改正にかかる衆参両院の附帯決議では、国や地方公共団体は、保存と活用の均衡に留意すること、専門人材の育成と配置に積極的に取り組むこと、文化財継承のための十分な支援を行うことが決議されています。

京都府文化財保存活用大綱の策定の背景にかかる法・条例等の主な経過

| 年(西暦) | できごと |
|--------------------------|---|
| 明治 30 年(1897) | 古社寺保存法制定 (法律第 49 号) |
| | 国宝・重要文化財保存修理事業を京都府が受託 |
| 大正 6 年(1917) | 京都府史蹟勝地調査会を京都府が組織 |
| 大正 8 年(1919) | 史蹟名勝天然紀年物保存法制定 (法律第 44 号) |
| 昭和 4 年(1929) | 国宝保存法制定 (法律第 17 号) |
| 昭和 16 年(1941) | 京都府寺院重宝調査に着手 |
| 昭和 25 年(1950) | 文化財保護法制定(法律第 214 号) |
| 昭和 37 年(1962) | 京都府社寺等文化資料保全補助金の制度を創設 |
| 昭和 51 年(1976) | 京都府文化財保護審議会条例を制定 |
| 昭和 54 年(1979) | 京都府文化財保護審議会「京都府における文化財保護の制度化をはかる上で考慮すべき事項について」(答申) |
| 昭和 56 年(1981) | 京都府文化財保護条例制定 |
| 平成 19 年(2007) | 京都府選定の文化的景観を新たな類型として追加 (条例改正) |
| 平成 20 年(2008) | 「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設 |
| 平成 25 年(2013) | 京都府指定・登録文化財の指定・登録基準、京都府指定無形文化財保持者及び保持団体定基準を改訂 (「京料理・会席料理」を府の無形文化財に指定、保持者を認定) |
| 平成 29 年3月 (2017) 12 月 | 京都府暫定登録文化財制度の創設 (条例改正) 国の文化審議会「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(答申) |
| 平成 30 年6月 (2018) | 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 42 号) (文化財保護法改正にかかる衆参両院の附帯決議) |
| 平成 31 年3月 (2019) | 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針通知 (30 文庁第 1123 号文化庁次長通知) |
| 4 月 | 文化財保護法 (改正) 施行 |

***京都府寺院重宝調査に着手** (S16～) 京都府においては、明治以降、府内に所在する様々な文化財の調査を積極的に行ってきました。このうち、初代の文化財保護課長となる府の技官(後の京都大学教授)であった赤松俊秀氏を中心とした社寺の宝物の悉皆調査は、多くの新発見を伴う画期的な調査となりました。

***京都府文化財保護条例の制定** (S56) では、法の類型にはなく、京都府独自のものとして、「指定文化財以外の文化財の登録(登録文化財)」と「府指定有形文化財等と合わせてその周辺の

環境保全を図る制度（環境保全地区の決定）」を設けました。

***京都府選定の文化的景観を新たな類型を追加（H19 条例改正）**

H17 法改正により、国選定重要文化的景観の制度が設けられたことに伴い、本府においても、景観法及び京都府景観条例に基づく施策と連携しつつ、京都府独自の文化的景観保護施策を展開していくこととなりました。

***「文化財を守り伝える京都府基金」の制度創設(H20)**

京都を愛する人々から広く寄付金を募り、これを活用することにより、後世に残すべき京都の貴重な財産である文化財を守り伝えるため設けています。府内の数多くの貴重な文化財を地震・火災等から守り、保存・修理することで、未来に良好な状態で伝えていくため、歴史的建造物、美術工芸品などの有形文化財の保存、修理のための事業、地震、火災等から有形文化財を守るための事業、文化財保護のこころを育む事業など、ふるさと納税による寄付金を、さまざまな事業に役立てています。

2 目 的

当教育委員会では、前項で記した背景等を踏まえ、広い見地から文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用が一層推進されることを目的に「京都府文化財保存活用大綱」（以下「本大綱」という。）を策定することとしました。

本大綱は、平成31年3月の国の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」※に基づくものであり、本府が文化財の保存と活用のための各種の取組を進めていく上での基盤となるものです。 ※（30文庁第1123号文化庁次長通知。以下「国の指針」という。）

京都府は南北に長く、地域毎に独自の文化が育まれてきました。それは府内各地で守り伝えられてきた多様な文化財にも反映されています。また一方で、個々の文化財が置かれている環境は様々で、それぞれで異なった課題が生じています。このため、本大綱では、府内に所在する文化財を一律に捉えるのではなく、分野毎に、地域的な特色にも配慮して、現状と課題の把握に重点をおきました。そして、これを踏まえて、本府が文化財の保存と活用に関して、今後、積極的に進める事項を示しています。

そこでは、指定等文化財に加え、地域にとって重要な意味をもつ未指定文化財も対象として、将来にわたってこれらが適切に守り伝えられることを目的としています。

また、法第183条の3には、「市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めることにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域

計画」(以下「地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」と定められています。

府内の文化財が、適切に保存・活用されるためには、府条例における文化財保護の基本的な考え方を踏まえ、本大綱と、府内市町村によって、きめ細かな視点から作成される「地域計画」とが、同一の方針により作成され、府と市町村がともに共通した方向性の取組を進めることが大切です。このため、市町村が本大綱を指針として「地域計画」を作成し、府と市町村が連携して取組を進めることで、将来にわたって府内の文化財の適切な保存・活用が図られることを本大綱の最も大きな目的としています。

第2章 京都府の文化財の概要

1 京都府の特色

(1) 地 形

京都府の面積は 4,613.21 km²。地形は南北に長く、北東から南西が約 50km、北西の京丹後市久美浜町から南東の南山城村まで約 150km になります。

府域は、その地形的特色から北部、中部、南部に分かれます。北部は、日本海に面する地域で、丹後半島には砂丘や砂嘴がみられ、天橋立等の風景美を形成しています。また、日本海沿岸の貴重な地質や地形は山陰海岸ジオパークとして認定されています。一方、舞鶴湾にはリアス式海岸が発達しています。

中部は、丹波山地（高地）と呼ばれる山地帯が多くを占め、これを分水嶺（南丹市日吉町胡麻）として北へ由良川、南へ桂川が流れ、由良川流域を中丹、桂川流域を南丹と称しています。河川沿いに幾つかの盆地が形成され、由良川流域には綾部盆地、福知山盆地が、桂川流域には園部盆地や亀岡盆地が見られます。

南部は、京都市を中心とする京都盆地とその南側に細長く続く木津川流域部の山城盆地からなります。先の丹波山地から流れ出た桂川（大堰川）をはじめ、鴨川、木津川、宇治川等の主要河川は現在、天王山と男山丘陵の間で合流し、大阪方面へ流れています。かつては両盆地の境に巨椋池があり、ここで合流していました。

こうした地形は、京都や奈良・大阪を水上交通により結びつけ、人や物の流れを形づくっていく基底をなしました。

(2) 歴 史

京都府は慶応4年（1868）、京都裁判所が改称されて成立しました。当初の所管は、京都市中（上京・下京域）及び山城8郡（葛野、愛宕、紀伊、乙訓、綴喜、相楽、宇治、久世）でしたが、明治4年（1871）11月には丹波3郡（船井、何鹿、桑田）が加わり、明治9年の全国的な統廃合により、丹波・丹後の6郡（天田、加佐、与謝、中、竹野、熊野）が編入され現在の府域が確定することとなりました。

このような経緯のもとで成立した京都府は、地形的な特色に加え、歴史的には、北部の日本海側に位置する丹後国、中部に位置する丹波国の4郡、南部で河川による繋がりが深い山城国と、かつて平安京が設けられ、後に「京都」と呼ばれることになる4つの地域に区分することができます。

これらの地域は、それぞれが異なった特色のある風土を持っています。旧石器時代以降、近代、現在におよぶ重層的な歴史に加え、地理と自然、生活と民俗等にかかわる多彩・多様な文化に特徴づけられます。さらに、京都府は地理的にも、歴史的にも、

様々な地域の文化が行き交う開かれた地で、日本全国のみならず海外の文物も積極的に導入されてきました。それらがもつ地域性や国際性は、現在も府内各地域の文化に影響をあたえつつ、その特色を形づくっているものがあります。

2 文化財の体系

(1) 類型

文化財は建造物、美術工芸品など有形のもの、芸能や工芸技術など無形のもの、遺跡、名勝地など土地にかかわるもの等その範囲は広範にわたっています。法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群保存地区」と区分し、以下のとおり定義しています。

| | |
|---|---|
| <p>有形文化財 (建造物、美術工芸品)</p> | <p>建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料</p> |
| <p>無形文化財</p> | <p>演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの。無形の「わざ」そのものが常にその表現者を通じて表現される特性をもつ。</p> |
| <p>民俗文化財 (無形民俗文化財 有形民俗文化財)</p> | <p>衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの</p> |
| <p>記念物 (史跡、名勝、天然記念物)</p> | <p>【史跡】貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。 【名勝】庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの 【天然記念物】動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの</p> |
| <p>文化的景観</p> | <p>地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。「生活又は生業」と「景勝</p> |

| | |
|-------------|--|
| | 地」が有機的に関連し調和してこそ、その本質的価値が維持・継承される。 |
| 伝統的建造物群保存地区 | 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの |

さらに、法では上記の6類型に加えて、保護すべき対象として以下を定義しています。

| | |
|----------|--|
| 埋蔵文化財 | 土地に埋蔵されている文化財 |
| 文化財の保存技術 | 文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの 〈主な対象〉有形文化財等の修理、復旧、復元、模写、模造等の技能・技術、有形文化財等の修理に要する材料の生産、製造、用具の製作等の技術・技能、無形文化財・無形民俗文化財の芸能、工芸技術、民俗芸能に用いられる用具の製作・修理及び材料の生産、製造等の技術 |

条例では、上記文化財に加え、府指定有形文化財等の環境保全を定めています。

| | |
|-----------|--|
| 文化財環境保全地区 | 京都府で指定・登録した有形文化財又は記念物の保存のため必要があると認めるときに決定できる地区 |
|-----------|--|

環境保全地区の制度は、府指定・登録の有形文化財及び記念物について、その周囲のすぐれた環境と一体をなして形成しているものとして、その保護の範囲を広げるものです。具体的には、指定・登録文化財のある社寺境内地とその周辺環境を保護する役割を果たしてきました。

(2) 文化財の区分

長い歴史の中で様々な形で生まれ、伝えられた文化財は、国民共有の財産として、後世へ確実に伝えるため、法律や条例に基づいて、国や都道府県、市町村などによって保護されています。中でも価値の高い文化財は、国宝や重要文化財等は国が、都道府県や市町村の指定文化財は、自治体がそれぞれ指定しています。

(登録文化財)

登録文化財の制度は、地域の文化財をできる限り広く保護するものです。また、府指定文化財に比べて、規制も緩やかです。例えば、文化財の現状を変更する場合、許可制ではなく、届出制となっております。さらに、市町村指定文化財を登録した場合でも、当該市町村の定めがない限り、引き続きその条例を適用することができます。

（暫定登録文化財）

平成 29 年には、将来、国や府の指定文化財となる可能性がある未指定文化財を滅失、き損等から早期に保護するため、条例を一部改正し、暫定登録文化財の制度を創設して、文化財の保護の範囲を拡大することとしました。この制度は現在も京都府独自の制度となっています。

（未指定文化財）

国の指針では、対象とする「文化財」を法で規定しているものに加え、指定・登録・暫定登録文化財以外の「何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる。」とされ、さらに、「生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に扱う視点も有効である」とあります。

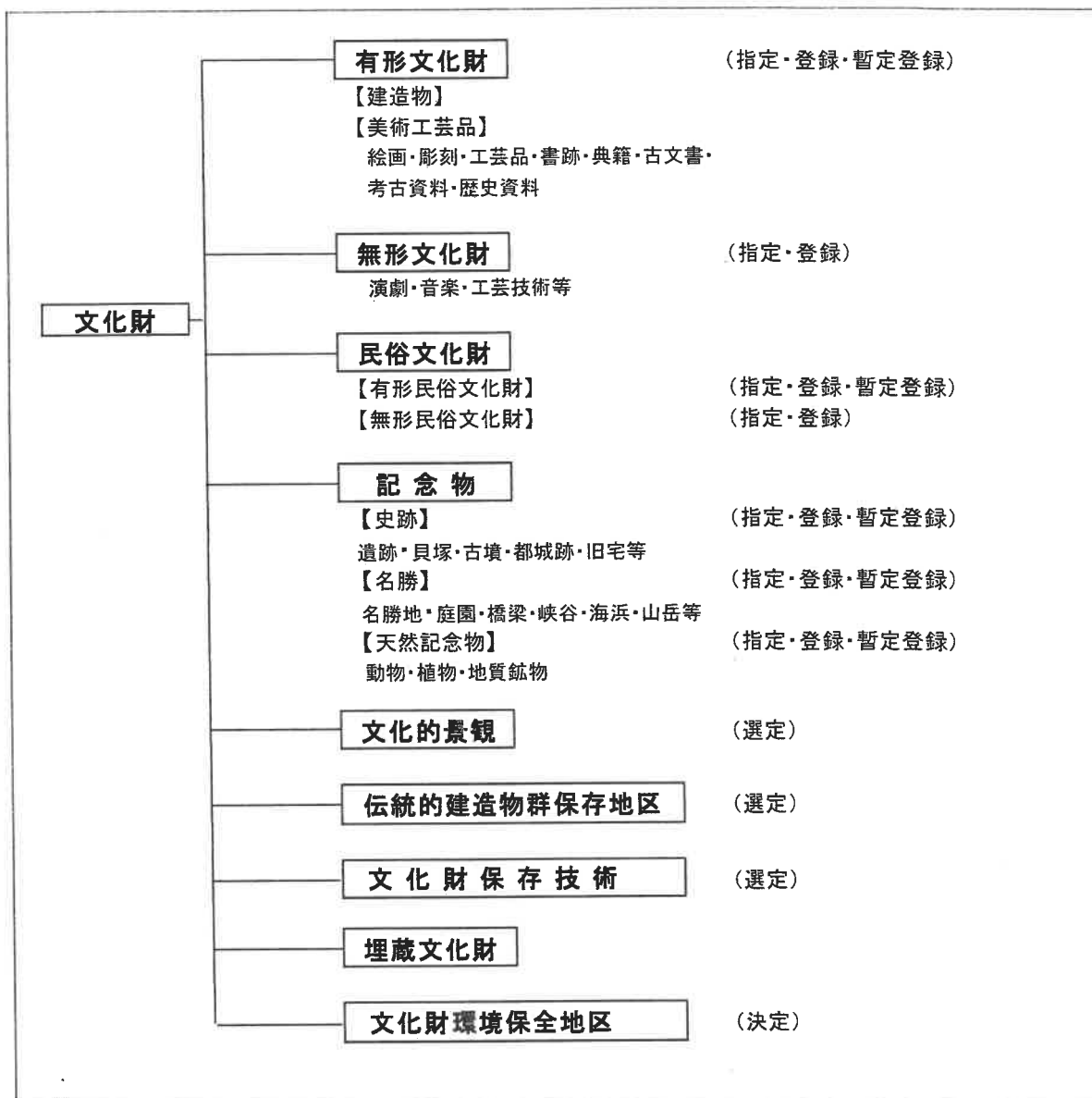
京都府では、昭和 37 年から国の指定文化財、府の指定・登録・暫定登録文化財ではないものの、文化資料として価値の高いものを保全するために、その修理費の一部を補助してきました。

具体的には、建造物や美術工芸品の修理、民俗資料の保全、防火・防犯設備の整備、保存施設の修理、収蔵庫の設置などを対象とし、府内における有形、無形のさまざまな文化財の保護に寄与するとともに、府内における未だ価値が定まっていない未指定文化財の保全に重要な役割を果たしています。

また、平成 25 年には、京都府指定文化財の指定及び京都府登録文化財の登録の基準と京都府指定無形文化財及び京都府登録無形文化財の保持者及び保持団体の認定の基準を改訂し、無形の文化的所産にかかる技能保持者の認定を追加しました。その後、「京料理・会席料理」を府の無形文化財に指定し、技術保持者を認定しました。

本大綱では、京都府が従来から行ってきたとおり、地域にとって重要な意味をもつ未指定文化財も対象としてします。

京都府における文化財の体系図



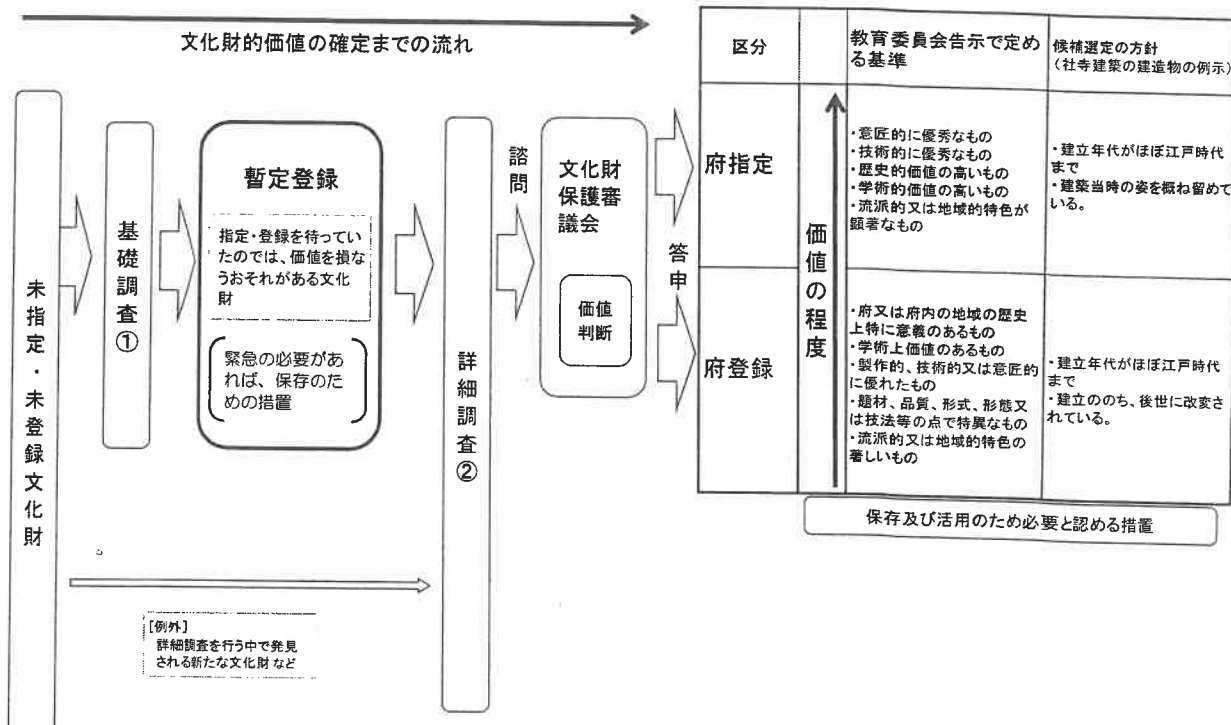
* 決定: 指定又は登録された有形文化財又は記念物について、その保存のため必要があると認めるときは、「文化財環境保全地区」を決定している。

* 無形文化財: 指定をするに当たっては、保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつて
いる団体で代表者の定めのあるもの。)を認定している。

* 文化財保存技術: 選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存すること
を主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるもの)を認定している。

* 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化財的景観、文化財保存技術、埋蔵文化財は文化財保護法
による。文化財環境保全地区は、京都府文化財保護条例による。

暫定登録文化財の制度



- ① 名称、所在地、所有者及び管理者、構造及び形式、年代、付近見取り図等、比較的簡易な調査
- ② 基礎調査内容の状況確認、歴史的調査、実測、配置図、平面図作成、価値評価、写真撮影等

3 府内各地域の文化財の特性と分布

(1) 広域行政単位

京都府教育委員会は、昭和23年11月に発足し、旧郡域を基礎とした広域の行政区域として11の地方事務所（乙訓、宇治、綴喜、相楽、船井、北桑田、南桑田、天田、何鹿、与謝、奥丹後）を設置し、管轄地域ごとに業務が行われてきました。その後、何度か改正が行われ、現在、京都市以外の14市10町1村について、丹後、中丹、南丹、乙訓、山城の5つに区分して教育局を設置し、文化財保護行政上必要な業務を行っています。

現在の広域の行政区域は、地理的なまとまりによって区画されており、京都府北部の旧丹後国の大半をしめる丹後地域、由良川中流域から下流域を中心とする中丹地域、桂川流域から亀岡盆地を中心とする南丹地域、京都市域、山城国乙訓郡にほぼ該当する乙訓地域、山城国南部にあたる山城地域にそれぞれ分けられています。

京都府内における旧郡名と広域行政区

| 国名 | 古代 | 中世 | 近世 | 近代 | | 現在 | 広域振興局 | 教育局 | 【参考】 京都府文化力による未来づくり基本計画 |
|-----|-----------|------|------------|---------------|------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|---|---|
| | | | | 明治9年 豊岡県分割 | 明治12年(1879) 3月 郡区町村編成法 施行 | | | | |
| 丹後国 | 熊野 | 同 | 熊野 | 京都府 | 熊野 | 京丹後市 | 【丹後広域振興局】 宮津市・京丹後市・ 伊根町・与謝野町 | 【丹後教育局】 宮津市・京丹後市・ 伊根町・与謝野町 | 【海の京都エリア】 「北部地域」 綾部市、福知山市、舞鶴市、 宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町 |
| | 竹野 | 同 | 竹野 | | 竹野 | 京丹後市 | | | |
| | 丹波 | 同・中 | 中 | | 中 | 京丹後市 | | | |
| | 与謝 | 同・与佐 | 与佐 | | 与謝 | 宮津市、伊根町、与謝野町 | | | |
| | 加佐 | 同・賀佐 | 加佐 | | 加佐 | 福知山市、舞鶴市、宮津市 | | | |
| 丹波国 | 天田 | 同 | 天田 | 天田 | 福知山市、与謝野町 | 【中丹広域振興局】 綾部市・福知山市・ 舞鶴市 | 【中丹教育局】 綾部市・福知山市・ 舞鶴市 | | |
| | 何鹿 | 同 | 何鹿 | 何鹿 | 綾部市、福知山市 | | | | |
| | 桑田 | 同 | 桑田 | 南桑田 | 亀岡市 | | | | |
| | 船井 | 同 | 船井 | 北桑田 | 京都市、南丹市 | | | | |
| 山城国 | 葛野 | 同 | 葛野 | 葛野 | 京都市 | (京都市) | (京都市) | 【森の京都エリア】 「中部地域」 福知山市、綾部市、亀岡市、 南丹市、京丹波町、京都市右 京区京北 | |
| | 「平安京」→「京」 | | | 上京区・下京区 | | | | | |
| | 愛宕 | 同 | 愛宕 | 愛宕 | 京都市 | | | | |
| | 紀伊 | 同 | 紀伊 | 紀伊 | 京都市 | | | | |
| | 乙訓 | 同 | 乙訓 | 乙訓 | 京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町 | | | | |
| | 宇治 | 同 | 宇治 | 宇治 | 京都市、宇治市 | | | | |
| | 久世 | 同 | 久世 | 久世 | 京都市、宇治市、城陽市、久 御山町 | | | | |
| | 綴喜 | 同 | 綴喜 | 綴喜 | 京都市、城陽市、八幡市、京 田辺市、井手町、宇治田原町 | | | | |
| | 相楽 | 同 | 相楽 | 相楽 | 木津川市、精華町、笠置町、 和束町、南山城村 | | | | |
| | 備考 | 延喜式 | 中世古書 など | 元禄郷帳 | 明治元年 京都府発 足 | | | | * 郡制施行 京都府明治32年(1899)～大正12年(1923)廃止 * 府県地方事務所設置(内務省告示)昭和15年 |

(2) 各地域の文化財の特性

<丹後地域>

縄文から弥生時代の交易を物語る遺跡・遺物や巨大古墳、江戸時代から明治時代にかけての廻船・北前船の活動など、古代以来、時に外国をも含む日本海沿岸地域との活発な地域交流に加え、強い北風と雪を伴う冬の気候や、豊富な海産物、縮緬産業の発達などが、人々の生活や文化の形成に大きく影響してきました。

弥生時代に大規模な玉作りが行われていた奈具丘遺跡(京丹後市)、大風呂南墳墓(与謝野町)のガラス釧(重要文化財)、大田南五号墳(京丹後市)出土の青龍三年銘鏡(重要文化財)など、弥生時代の墳墓や古墳からは、海上交通を背景とした、国際性豊かな出土品が認められる他、神明山古墳、銚子山古墳(いずれも京丹後市)、蛭子山古墳(与謝野町)、丹後国分寺跡、成相寺旧境内(いずれも宮津市)など、数多くの史跡が分布しています。

伊根浦の漁村風景(伊根町)やちりめん街道(与謝野町)の重要伝統的建造物保存地区、商家や寄港地の町並みを残す宮津天橋立の文化的景観(宮津市)をはじめとして、全国的に失われつつある景観を多く残しています。

丹後地域においては、日本海を通じた各地との交易・交流をはじめ、生活に密着した海から大きな影響を受けた文化が形成されました。

<中丹地域>

丹後国東部の加佐郡と、丹波国北部の何鹿郡、天田郡にまたがる地域で、南北を貫くように一級河川の由良川が流れます。由良川流域の盆地や海岸沿いには多くの古墳や集落遺跡、製塩遺跡が見られ、浦入遺跡（舞鶴市）からは外洋舟として用いられた可能性のある丸木舟が見つかっています。

由良川沿いには綾部、福知山、河守、由良などの町が形成され、それぞれは水運や街道によって結ばれるとともに、廻船により若狭湾沿岸地域とも繋がるなど、由良川が交通の結節点として機能したことがうかがえます。さらに、山がちな地形や雪を伴う気候、山野の豊富な農産物、明治以降の養蚕業の発展などにより、独特の文化を形づくりました。

府内最大の円墳である私市円山古墳（国史跡、綾部市）や、光明寺二王門（国宝、綾部市）、綾部陣屋（綾部市）、福知山城（福知山市）、田辺城（舞鶴市）とその城下町、近代に軍港を中心とした新たな都市として建設された東舞鶴（舞鶴市）など、多様な都市景観を有する地域となっています。

<南丹地域>

丹波国東部の桑田郡・船井郡を中心とした地域で、桂川水系の河川が東西に流れ、川沿いの平野部と周辺の間山部からなります。亀岡盆地には数多くの古墳が営まれた他、丹波国府が置かれるなど、丹波地域の政治・文化の中心地であるとともに、隣接する京都からの影響を色濃く受けながら、成熟した文化が展開しました。

千歳車塚古墳（亀岡市）などの史跡や、亀山城と城下町（亀岡市）、園部城跡（南丹市）などの遺跡に加え、南丹市美山町の重要伝統的建造物群保存地区である「かやぶきの里」（南丹市）では、多くの茅葺屋根の家が現存し、豊かな農村景観を形成しています。

南丹地域は、山間部に大きく広がった豊かな自然や諸産物に恵まれながら、金剛寺（亀岡市）の円山応挙の襖絵（重要文化財）など、都の文化の影響も大きく受けた、特徴ある地域として注目されます。

<乙訓地域>

縄文時代の伊賀寺遺跡、弥生時代の雲宮遺跡（いずれも長岡京市）などに加え、乙訓古墳群（京都市・向日市・長岡京市・大山崎町 史跡）をはじめとした多数の

古墳が存在しています。また山城国府、さらには平安京遷都以前に長岡京が一時置かれたことが後世の文化に大きな影響を与えました。また、戦国時代には勝竜寺城（長岡宮市）、江戸時代には淀城（京都市）が置かれ、京との強い関わりのもと多様な文化が花開きました。

文化財としては、乙訓古墳群、長岡京跡（向日市）などの史跡や、向日神社本殿（重要文化財、向日市）、宝積寺三重塔（大山崎町 重要文化財）や妙喜庵茶室待庵（大山崎町 国宝）などの、多くの文化財が所在しています。

乙訓地域では、このような都からの影響を強く受けつつ、西国街道や、桂川と淀川など、人や物が行き交う、交通の要衝として歴史や文化が発展してきました。

<山城地域>

山城国南部に位置し、宇治郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡とその周辺の一部地域で、椿井大塚山古墳（木津川市 史跡）をはじめとする多数の古墳が存在する他、奈良時代には一時恭仁宮（木津川市 史跡）が置かれ、奈良山瓦窯跡群（木津川市 史跡）に代表されるように、平城京の北に位置する奈良山には多数の瓦窯が築かれました。平安時代以降は、都と関わりの深い地域として栄えました。石清水八幡宮（八幡市 史跡）や平等院（宇治市 名勝）など、皇室や公家にゆかりの深い寺社も多いところです。

椿井大塚山古墳・石のカタト古墳（木津川市）、宇治古墳群（宇治市）、大住車塚古墳（京田辺市）、芝ヶ原古墳・久津川古墳群（城陽市）などの古墳や、高麗寺跡・神雄寺（木津川市）、平川廃寺・久世廃寺（城陽市）、井手寺跡（井手町）などの寺院跡、笠置山（笠置町）、宇治川太閤堤・宇治山（宇治市）などの史跡や名勝をはじめ、浄瑠璃寺・海住山寺（木津川市）に代表される国宝・重要文化財の建造物、美術工芸品など、多くの文化財が所在しています。

山城地域は、平安京と平城京の中間に位置し、両者から強い影響を受けつつ、木津川を通じた物流や、多くの寺社の存在が融合する中で、すぐれた茶畑景観などがひろがる独特の文化が育まれました。

<京都市域>

平安京が造営される以前においても、縄文時代の北白川遺跡群、弥生時代の大藪遺跡、古墳時代の蛇塚古墳（史跡）、天塚古墳（史跡）、飛鳥時代の北野廃寺（史跡）、檜原廃寺（史跡）などに代表される貴重な遺跡、古墳、寺院跡が知られており、さまざまな生活、文化の痕跡をみることができます。

平安京遷都（延暦 13 年＝794 年）以降、京都は、政治・経済の中心として栄え

るとともに、都が置かれたことで、天皇や公家を中心とする朝廷文化、多数の社寺の集中による宗教文化、町人らを中心とする町人文化が融合した独自の文化が生み出されました。なかでも、今に残る大規模な寺院・神社、往時の景観を今に引き継ぐ名勝地、さらに社寺境内地につくられた庭園は、その後続く日本の庭園文化の礎となりました。

都として、常に多くの人や物を引きつける文化の中心地であるとともに、戦国時代には南蛮寺が置かれた他、聚楽第や伏見城が営まれ、江戸時代には朝鮮通信使や琉球からの使節が立ち寄りました。明治以降は多くの外国人が京都を訪れ、また多くの大学や世界的に著名な企業が誕生するなど、日本を代表する国際色豊かな文化を形成しています。

さらに、近世から近代にかけては、琵琶湖疎水をはじめ水運の整備や、市電の開通など都市としての整備が進み、大規模な建造物、工作物は今に残る貴重な歴史の資産となっています。

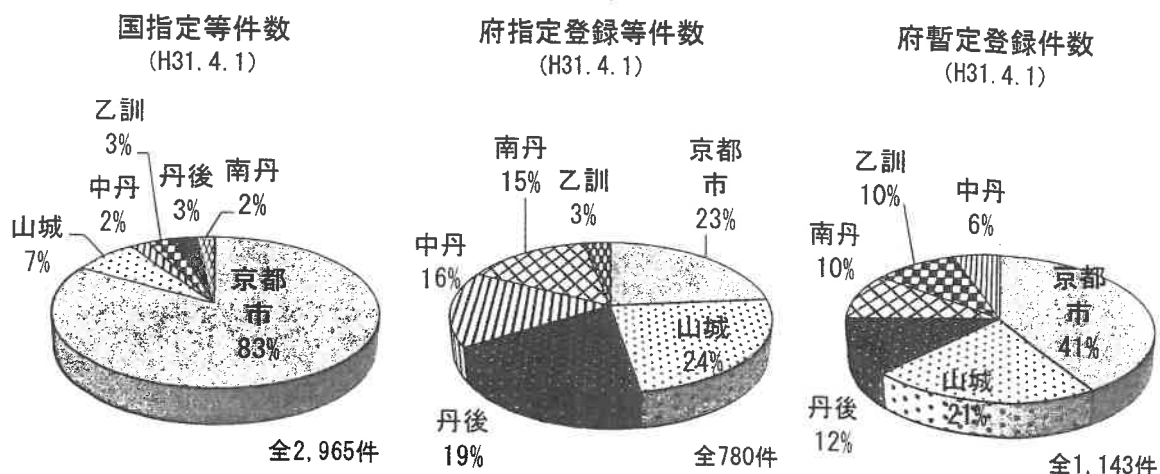
京都は、古い町並みや寺社などの建造物、古文書や古記録等が多く残っている他、寺社やその庭園などの史跡・名勝も数多く、日本屈指の文化財の集積地といえます。

(3) 各地域における文化財の分布

(国・府指定等文化財)

地域毎の国宝・重要文化財等の国指定文化財等の所在、所有状況をみると、京都市域が全体の8割以上を占め、続いて山城地域となります。

京都府指定・登録文化財では、山城地域と京都市が全体の2割を超えつつも、地域的な偏りが少ない状況です。暫定登録文化財は、制度を設けて以降の年数が浅く、基礎的な調査が府内全域に及んでいない面もあるため、地域的な偏りがあります。現状は、京都市域に次いで、山城地域が多数を占め、丹後地域、南丹地域がこれに続きます。

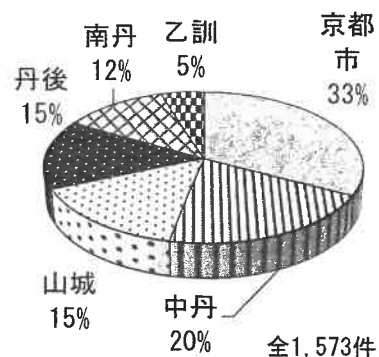


(市町村指定文化財)

府内市町村においては、昭和 38 年の福知山市をはじめとして、すべての市町村で文化財保護条例が制定されています。

26 市町村で総計 1,500 件以上の指定・登録が行われており、京都市が 500 件を超えているほか、福知山市、舞鶴市、京丹後市が 100 件を超える指定を行っています。さらに、南丹市、宮津市がこれに続きます。

市町村指定件数
(H31. 4. 1)



(建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、記念物分野の文化財の分布)

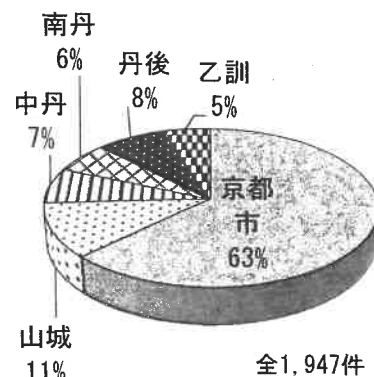
国、府、市町村の指定等文化財について、件数の多い建造物、美術工芸品、無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の地域毎の分布をみると、建造物(1,947件)と美術工芸品(3,514件)について、京都市域の割合が多いことが確認できます。しかし、無形民俗文化財と史跡名勝天然記念物は分布の傾向が異なります。

建造物は、京都市内の件数が全体の6割を越えますが、それ以外の地域はそれほど大きな差はありません。なお、伊根町、与謝野町、南丹市、京都市には、重要伝統的建造物群保存地区が存在し、面的に保護が図られているところがあります。

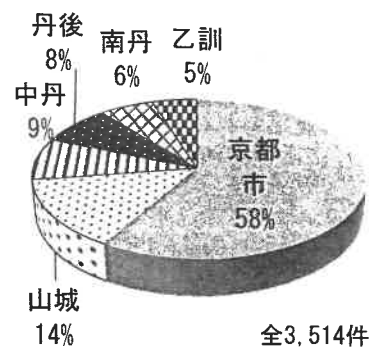
美術工芸品は、京都市域で所在・管理されているものが全体の6割弱を占め、山城地域が続き、建造物の傾向とほぼ同様です。

無形民俗文化財は、美術工芸品や建造物と異なり、京都市域は全体の3割弱です。丹後地域、中丹地域が2割前後を占め、これに南丹地域が続くなど、府北部で5割以上を占めます。京都府内では、全体的に北部にいくほど、地域の民俗行事や民俗芸能など、地域的価値の高い伝統的な行事が数多く残されていると考え

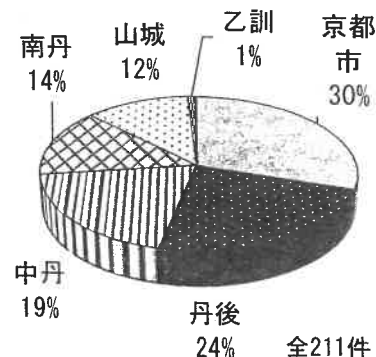
建造物



美術工芸品

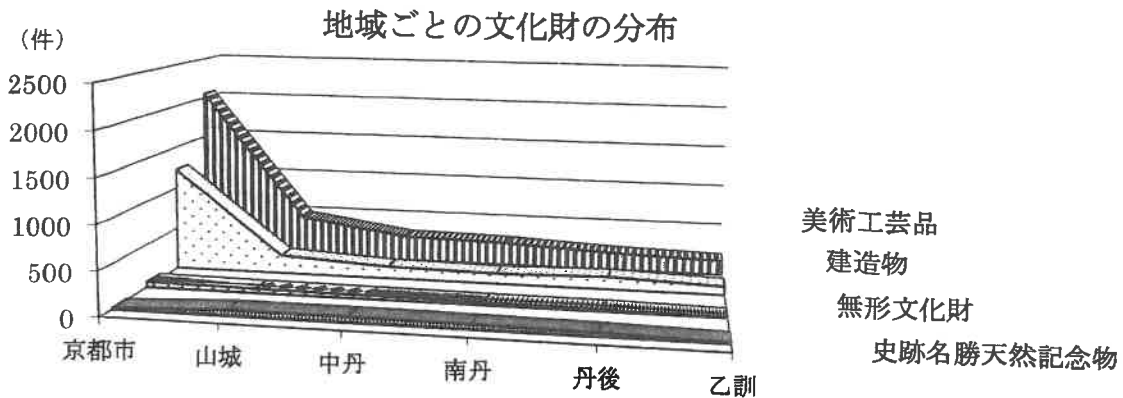
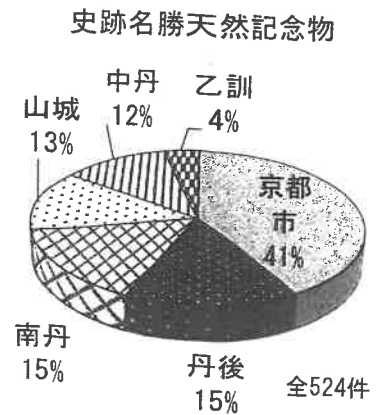


無形文化財



られます。

史跡名勝天然記念物は、建造物や美術工芸品に比べると、京都市域の比率は下がり全体の4割程度となり、次いで、丹後地域、南丹地域と続きます。なお、宮津市の特別名勝天橋立や木津川市の特別名勝及び史跡浄瑠璃寺庭園など、特に重要なものが特別史跡、特別名勝として指定されていますが、特別名勝 14 件のうち 12 件が京都市域に所在し、そのほとんどが庭園であることが大きな特徴です。



第3章 京都府の文化財を取り巻く現状

1 地域における文化財の維持管理・保存継承の現状

(1) 人口減少による過疎化・少子高齢化

京都府の人口は、平成 16 (2004) 年の 265 万人をピークに減少を続け、平成 30 (2018) 年 12 月 1 日現在で約 259 万人となっています。人口の将来推計は令和 22 (2040) 年で約 224 万人 (国立社会保障・人口問題研究所) であり、現在より約 35 万人減少すると推測されています。

これまでの国勢調査から、昭和 50 年時点の京都府内の市町村・区 (京都市) 54 箇所の人口推移を比較してみると (資料 1 参照)、1975~1995 年の 20 年間で、20%以上増加しているのは木津川市・京田辺市を中心に 13 箇所、20%以上減少しているのは京都市下京区などを中心に 6 箇所となっています。

1995~2015 年の 20 年間では、20%以上増加しているのは木津川市、精華町など 4 箇所、20%以上減少しているのは北部及び相楽郡の市町村 17 箇所と広範囲にわたっています。府においても広範囲な地域における人口減少と一部地域での人口増加がみられるところです。

京都府内における年齢別人口の割合を見ると、平成 7 (1995) 年時点で 15 歳未満 12.5%、15~64 歳 70.8%、65 歳以上 16.7%でしたが、10 年後の平成 17 (2005) 年時点で 15 歳未満 13.0%、15~64 歳 67%、65 歳以上 20.0%となり、65 歳以上が 3.3% (約 94,000 人) 増加しています。

その 10 年後の平成 27 (2015) 年時点では、15 歳未満 12.3%、15~64 歳 60.2%、65 歳以上 27.5%となり、15 歳未満が 31,000 人の減少、65 歳以上が 173,000 人の増加という状況で、少子高齢化が進みつつある状況です。(資料 2 参照)

今後引き続き、全国的な人口減少と東京への一極集中により、地域の過疎化・少子高齢化はますます進むことが想定されています。

資料1

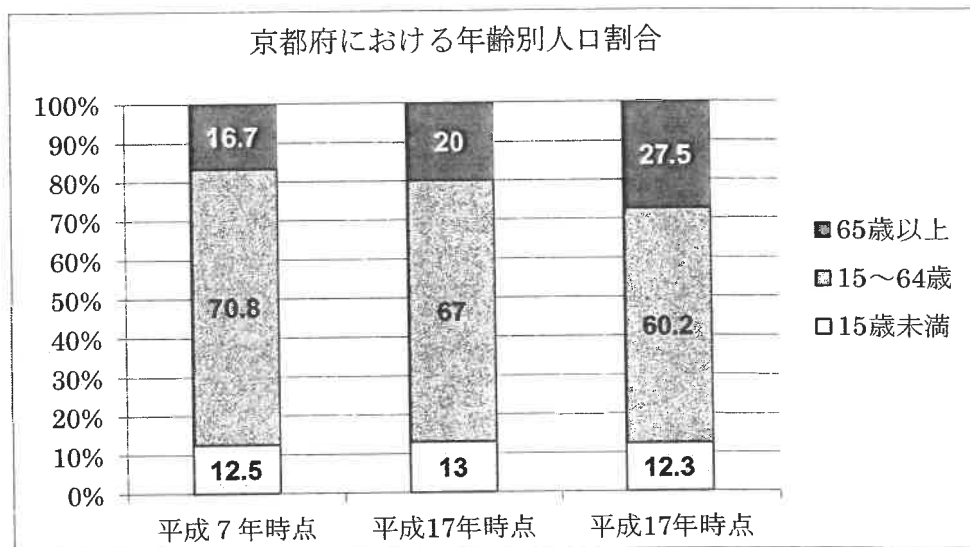
京都府内市町村の過去40年の人口増減率

| 番号 | 市町村名 | | 人口増減率(20年間毎) | | | | |
|---------------|---------|--------------|-------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| | | | 昭和50(1975)年～平成27(2015)年 | | | | |
| | | | 1975-1995 | 1995-2015 | 1975-1995 | 1995-2015 | |
| 平成27年時(明朝体斜体) | | 昭和50年時(ゴシック) | | 人 | 人 | % | % |
| 京都府合計 | | | 204,736 | -19,239 | 8.4% | -0.7% | |
| 京都市 | | | 計 | 2,763 | 6,234 | 0.2% | 0.4% |
| 1 | | | 北区 | -11,115 | -7,604 | -8.0% | -6.0% |
| 2 | | | 上京区 | -25,459 | 1,052 | -23.2% ▼ | 1.3% |
| 3 | | | 左京区 | -17,277 | -3,764 | -9.1% | -2.2% |
| 4 | | | 中京区 | -23,511 | 18,279 | -20.5% ▼ | 20.1% △ |
| 5 | | | 東山区 | -22,303 | -9,197 | -31.6% ▼ | -19.1% |
| 6 | | | 山科区 | 10,980 | -1,633 | 8.7% | -1.2% |
| 7 | | | 下京区 | -29,117 | 12,006 | -29.2% ▼ | 17.0% |
| 8 | | | 南区 | -5,518 | 1,022 | -5.3% | 1.0% |
| 9 | | | 右京区 | 8,178 | 1,535 | 4.3% | 0.8% |
| 10 | 京都市右京区 | 北桑田郡 | 京北町 | -694 | -1,953 | -8.9% | -27.6% ▼ |
| 11 | | | 西京区 | 62,290 | -156 | 70.1% △ | -0.1% |
| 12 | | | 伏見区 | 55,615 | -5,306 | 24.1% △ | -1.9% |
| 13 | 向日市 | | | 7,404 | 90 | 16.1% | 0.2% |
| 14 | 長岡京市 | | | 13,140 | 1,393 | 20.0% △ | 1.8% |
| 15 | 乙訓郡 | 大山崎町 | | 913 | -698 | 6.1% | -4.4% |
| 16 | 宇治市 | | | 51,425 | -152 | 38.5% △ | -0.1% |
| 17 | 城陽市 | | | 26,475 | -8,529 | 44.9% △ | -10.0% |
| 18 | 八幡市 | | | 25,647 | -3,115 | 51.2% △ | -4.1% |
| 19 | 京田辺市 | | | 23,018 | 17,795 | 76.7% △ | 33.6% △ |
| 20 | | 相楽郡 | 山城町 | 95 | -681 | 1.0% | -7.4% |
| 21 | 木津川市 | | 木津町 | 14,670 | 21,593 | 123.4% △ | 81.3% △ |
| 22 | | | 加茂町 | 7,713 | -508 | 86.1% △ | -3.0% |
| 23 | 久世郡 | | 久御山町 | 6,593 | -2,328 | 57.1% △ | -12.8% |
| 24 | 綴喜郡 | | 井手町 | 326 | -1,528 | 3.6% | -16.2% |
| 25 | | | 宇治田原町 | 2,048 | 197 | 29.0% △ | 2.2% |
| 26 | | | 笠置町 | -408 | -855 | -15.5% | -38.5% ▼ |
| 27 | 相楽郡 | | 和束町 | -323 | -1,965 | -5.2% | -33.2% ▼ |
| 28 | | | 精華町 | 8,797 | 13,685 | 63.3% △ | 60.3% △ |
| 29 | | | 南山城村 | 636 | -1,372 | 18.8% | -34.1% ▼ |
| 30 | 亀岡市 | | | 34,214 | -2,919 | 58.8% △ | -3.2% |
| 31 | | 北桑田郡 | 美山町 | -800 | -1,654 | -12.7% | -30.2% ▼ |
| 32 | 南丹市 | 船井郡 | 圓部町 | 1,424 | 515 | 9.6% | 3.2% |
| 33 | | | 八木町 | -715 | -2,290 | -6.7% | -23.1% ▼ |
| 34 | | | 丹波町 | 1,385 | -1,718 | 18.2% | -19.1% |
| 35 | | | 日吉町 | -477 | -1,267 | -7.1% | -20.4% ▼ |
| 36 | 船井郡京丹波町 | | 瑞穂町 | -529 | -1,414 | -8.8% | -25.8% ▼ |
| 37 | | | 和知町 | -1,452 | -1,200 | -25.2% ▼ | -27.8% ▼ |
| 38 | 綾部市 | | | -3,509 | -6,160 | -8.1% | -15.4% |
| 39 | 福知山市 | | | 6,758 | 820 | 11.3% | 1.2% |
| 40 | | 天田郡 | 三和町 | -622 | -1,182 | -11.9% | -25.7% ▼ |
| 41 | | | 夜久野町 | -1,081 | -1,694 | -17.2% | -32.6% ▼ |
| 42 | | 加佐郡 | 大江町 | -958 | -1,564 | -13.8% | -26.1% ▼ |
| 43 | 舞鶴市 | | | -2,996 | -10,794 | -3.1% | -11.4% |
| 44 | 宮津市 | | | -5,257 | -6,511 | -17.4% | -26.1% ▼ |
| 45 | | 中郡 | 峰山町 | -1,040 | -1,998 | -6.9% | -14.2% |
| 46 | | | 大宮町 | -226 | -294 | -2.1% | -2.8% |
| 47 | | 竹野郡 | 網野町 | -2,522 | -3,765 | -13.1% | -22.6% ▼ |
| 48 | 京丹後市 | | 丹後町 | -1,738 | -2,291 | -18.6% | -30.1% ▼ |
| 49 | | | 弥栄町 | -576 | -1,067 | -8.6% | -17.4% |
| 50 | | 熊野郡 | 久美浜町 | -1,184 | -2,739 | -8.8% | -22.2% ▼ |
| 51 | 与謝郡 | | 伊根町 | -922 | -1,251 | -21.5% ▼ | -37.2% ▼ |
| 52 | | 与謝郡 | 加悦町 | -1,132 | -1,607 | -12.1% | -19.6% |
| 53 | 与謝野町 | | 岩滝町 | -501 | -1,094 | -6.8% | -16.1% |
| 54 | | | 野田川町 | -1,046 | -1,404 | -8.7% | -12.8% |

資料:総務省統計局(国勢調査報告)
 明朝体斜体 平成27年時点の市町村名
 ゴシック体太字 昭和50年時点の市町村名

| | |
|---|---------|
| △ | 20%以上増加 |
| ▼ | 20%以上減少 |

資料2



(2) 世帯構成や生活様式の変化

過疎化や少子高齢化による高齢世帯や一人暮らし世帯の増加などは、世帯構成や生活様式の変化をもたらし、これまで世代間で伝えられてきた生活文化や地域の伝統文化への関心が薄まることに繋がっています。

また、生活様式の変化は、伝統的な衣食住にかかわる産業構造のあり方にも大きな影響を与えています。材料の調達から製品の製作など、これに関わる伝統的な産業が廃れると同時に、後継者不足により技術を継承することも困難になっています。

(3) 地域コミュニティの衰退

過疎化、少子高齢化による世帯構成や生活様式の変化は、地域コミュニティの衰退へと繋がり、無住の社寺が増加するなど、文化財を所有・管理し、地域の核となっていた社寺等を維持することが難しくなる状況がみられます。また、伝統的な行事等を担う後継者の不足、その維持継承の費用等の負担増大といった事態も生じさせています。

このように、過疎化や少子高齢化は、文化財の保存・継承を困難なものにしており、その対応は喫緊の課題といえます。

2 文化財の活用資源としての期待の高まりと不安材料

文化財の保存と活用は、これまでから文化財保護の二つの柱として法に記されており（法第1条）、文化財の活用は様々な観点から行われてきました。文化財の価値や魅力を多くの人々に理解してもらう普及啓発としての活用をはじめ、文化財を

地域のシンボルとした「まちづくり」への活用、さらには「地域振興」や「観光施策」のための活用などがその代表的なものです。

中でも近年は、日本文化への世界的な関心の高まりや政府による観光政策の推進などにより、観光需要が大幅に増大し、観光や地域振興という観点での文化財の活用が注目されています。

こうした中、数多くの文化財が所在し、その公開、活用が図られている京都市では、海外からの観光客が近年急増しています。一方で、観光客が京都市内の一部に集中し、様々な問題も表面化しています。

その対応策の一つとして、観光客の一極集中を解消する目的で、府内での広域的な観光振興が求められ、各地に所在する文化財の活用が注目されはじめています。

歴史的な建造物や町並み、伝統的な行催事や祭礼など、地域に古くから伝わる文化財の価値を見直し、地域の活性化につなげる事例も増え、地方創生や地域経済の活性化に貢献する文化財に求められる役割への期待が高まりつつあります。

しかし、府内各地で、多くの人たちが文化財に触れる機会が増すということは、様々なリスクを伴います。近年、社寺建造物への液体散布、落書き、干社札貼り付け行為など、文化財をき損する事案が多発しています。また、隣接府県では美術工芸品等の盗難も生じており、文化財の所有者や管理者にとっては大きな不安材料となっています。

さらに、活用が優先され文化財の劣化が懸念されるなど、保存と活用の均衡が課題となる事例も生じています。

今後は、様々な目的で文化財の活用施策が積極的に推し進められることが予想されますが、同時に、防犯対策や文化財の保存と活用の均衡のとれた施策が求められることとなります。

3 近年の文化財の防火・防災意識の高まり

近年は、全国で地震が多発するとともに、温暖化の影響といわれる集中豪雨や大型台風が毎年のように日本各地にさまざまな被害をもたらすようになってきました。

平成16年には台風23号が京都府北部を中心に甚大な災害をもたらしましたが、平成30年には、6月から9月までの間に大阪府北部地震、西日本豪雨、台風12号、20号、21号、24号などが、京都府の文化財に大きな被害を与えました。

一方、文化財は可燃性の高い木や紙を素材とするものが多く、火災により、一度滅失、き損すれば再び回復することが不可能なため防火対策は大きな課題です。平成31年4月、パリのノートルダム大聖堂において火災が発生し、大きな被害をもた

らしたことを受け、文化庁長官により文化財所有者等に対して、文化財における防火対策の重要性にかかる注意喚起が行われ、国宝・重要文化財等の維持管理状況等の調査、点検が行われました。

こうした状況を踏まえ、これまで以上に防火、防災対策の充実に向けた取組みが求められているところです。